

「秋田県社会福祉会館」

審査結果集計表

申請団体名 太平ビルサービス株式会社

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点	審査結果
1 県民の平等利用の確保 (適合しなければ失格)	① 利用者の平等な利用が確保されるものであるか	適・不適	適
2 施設の設置目的の効果的達成 (配点：４０点)	① 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか	10	8.4
	② 新たな又は魅力的な提案（自主事業の開催含む。）が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取組が図られる計画であるか、また、その実現可能性があるか	10	8.0
	③ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	5	3.6
	④ 利用者に対するサービス向上の取組がなされるものであるか	5	3.2
	⑤ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか	5	3.2
	⑥ 障害者等利用者に対するサービスを適切かつ確実に提供することができるものであるか	5	3.8
	計	40	30.2
3 効率的な管理 (配点：１５点)	① 収支計画は適正なものであるか、また、その実現性があるか	10	7.6
	② 経費縮減や利用料金収入の確保等、効率的な管理運営に向けた取組がなされるものであるか、また、その実現可能性があるか	5	3.8
	計	15	11.4
4 適正かつ確実な管理を行う能力 (配点：３０点)	① 団体の経営状況が、安全かつ健全なものであるか	5	4.0
	② 団体の実績が良好であるか	5	4.4
	③ 人員配置計画及び職員採用計画は妥当なものであるか	—	—
	ア 必要な人材を適正に配置し、確実な管理をする体制となっているか	5	3.8
	イ 障害者、高齢者等の雇用促進に配慮した計画になっているか	5	3.8
	④ 安全管理は適切であるか	5	3.8
	⑤ 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか	5	4.2
	計	30	24.0
5 その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準 (配点：１５点)	① 不特定多数が利用する公共施設を良好に運営した実績を有しているか	5	4.0
	② 大規模災害発生時の施設運営に関する考え方が適切であるか	10	8.8
	計	15	12.8
合 計		100	78.4